

郵便法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照案文

○ 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(料金の届出)</p> <p>第二十一条 会社は、法第六十七条第一項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>二 実施期日</p> <p>三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由</p> <p>2 前項の届出書の提出は、次に掲げる料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。</p> <p>一 郵便物の料金</p> <p>二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金</p> <p>3 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 料金の算出の根拠に関する説明書</p>	<p>(料金の届出)</p> <p>第二十一条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 (同上)</p>

(料金の届出)

第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する

料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施期日
- 三 変更を必要とする理由

(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)

第二十六条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲

げる料金以外の料金（変更に係る場合に限る。）とする。

- 一 郵便物の料金
 - 二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金
 - 三 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの）の料金
- 2| 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 速達 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつ

(新設)

(新設)

て、会社において郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物
(この号の適用を受ける郵便物を除く。)に優先して送達するもの
をいう。

二 特定記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱
であつて、会社において郵便物の引受けについて記録し、送達
するものをいう。

三 交付記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱
であつて、会社において郵便物の配達について記録するものを
いう。

(収支状況の報告及び公表)

第二十七条 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況
の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行うものとする。

2 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は
、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類
を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により
行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法
により行うものとする。

3 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事
業年度の公表を行うまでの間とする。

(郵便約款の認可申請)

第二十八条 (略)

(収支状況の報告及び公表)

第二十五条 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況
の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行うものとする。

2 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は
、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類
を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により
行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法
により行うものとする。

3 (同上)

(郵便約款の認可申請)

第二十六条 (同上)

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第二十九条 (略)

(会社の営業所において掲示する事項)

第三十条 (略)

(郵便業務管理規程の記載事項)

第三十一条 (略)

(郵便業務管理規程の認可基準)

第三十二条 (略)

2～8 (略)

(業務の委託の認可申請)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第二十七条 (同上)

(会社の営業所において掲示する事項)

第二十八条 (同上)

(郵便業務管理規程の記載事項)

第二十九条 (同上)

(郵便業務管理規程の認可基準)

第三十条 (同上)

2～8 (同上)

(業務の委託の認可申請)

第三十一条 (同上)

2・3 (同上)

○ 国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（適用）</p> <p>第一条 郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、<u>第五項及び第七項</u>、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、<u>第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条</u>の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、郵便に関する条約及び法において使用する用語の例による。</p> <p><u>（国際郵便料金の届出）</u></p> <p>第三条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第六十七条第一項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p>	<p>（適用）</p> <p>第一条 郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項<u>及び第五項</u>、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、<u>第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十一条</u>の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p><u>（国際郵便料金の届出）</u></p> <p>第三条 （同上）</p>

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施期日
- 三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由
- 2 前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。
 - 一 会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則（万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。）第二百二十条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあつては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。）
 - 二 会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則第二百二十条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあつては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び盲人用郵便物
- 3 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 料金の算出の根拠に関する説明書
 - 二 郵便の役務に関する事業収支見積書

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 2 前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。
 - 一 (同上)
 - 二 (同上)
- 3 (同上)
 - 一 (同上)
 - 二 (同上)

第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施期日
- 三 変更を必要とする理由

（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）

第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金（変更に係る場合に限る。）とする。

- 一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金
- 二 郵便に関する条約においてその提供が義務付けられている郵便物又は取扱いの料金（前号に掲げるものを除く。）
- 三 EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金

（会社の営業所において掲示する事項）

第六条 （略）

（新設）

（新設）

（会社の営業所において掲示する事項）

第四条 （同上）

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定信書便役務の料金の額）</p> <p>第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>一 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額 八百円</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <hr/> <p>（法第十六条第一項の届出を要しない料金）</p> <p>第二十一条 法第十六条第一項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。</p> <p>（添付書類）</p> <p>第三十七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 ～ 十 （略）</p> <p>3 法第二十九条の許可及び法第三十四条において準用する法第二十一条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあつては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にか</p>	<p>（特定信書便役務の料金の額）</p> <p>第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>一 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額 千円</p> <p>二 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <hr/> <p>（法第十六条第二項各号の基準を適用しない料金）</p> <p>第二十一条 法第十六条第二項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。</p> <p>（添付書類）</p> <p>第三十七条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 ～ 十 （同上）</p> <p>3 法第二十九条の許可及び法第三十三条において準用する法第二十一条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあつては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にか</p>

かわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

(事業の休止及び廃止の届出)

第三十八条 (略)

(軽微な変更の届出)

第三十九条 法第三十四条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第二十九条の規定に基づき特定信書便事業の許可又は法第三十四条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内(地域である場合にあつては、当該地域の範囲内)における取扱地の変更

2 法第三十四条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び

かわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

(事業の休止及び廃止の届出)

第三十八条 (同上)

(軽微な変更の届出)

第三十九条 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一・二 (同上)

三 法第二十九条の規定に基づき特定信書便事業の許可又は法第三十三条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内(地域である場合にあつては、当該地域の範囲内)における取扱地の変更

2 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び

第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

(報告書の提出)

第四十一条 法第三十七条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る事業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書は、様式第二十の事業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

(臨時の報告)

第四十二条 (略)

2 (略)

(立入検査の身分証明書)

第四十三条 法第三十七条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

(報告書の提出)

第四十一条 法第三十六条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る営業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の営業報告書は、様式第二十の営業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

(臨時の報告)

第四十二条 (同上)

2 (同上)

(立入検査の身分証明書)

第四十三条 法第三十六条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

(意見の聴取の公告及び予告)

第四十四条 総務大臣は、法第四十条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 (略)

(意見聴取会)

第四十五条 (略)

2 ～ 10 (略)

(調査)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第四十七条 法第四十三条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうち二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十四条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。））、法第三十八条並びに法第三十九条（法第三十四条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。））に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十七条第一項及び第二項に規定す

(意見の聴取の公告及び予告)

第四十四条 総務大臣は、法第三十九条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 (同上)

(意見聴取会)

第四十五条 (同上)

2 ～ 10 (同上)

(調査)

第四十六条 (同上)

2・3 (同上)

(権限の委任)

第四十七条 法第四十二条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうち二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。））、法第三十七条並びに法第三十八条（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。））に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十六条第一項及び第二項に規定す

る権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

(届出)

第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一 (略)

二 法第十三条第一項(法第三十四条において準用する場合を含む。)に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項(法第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合
当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長

三 (略)

四 法第二十三条第一項(法第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長

五 法第二十四条第一項又は第二十五条(これらの規定を法第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定又は契約を廃止した場合 当該協定又は契約を認可した総務大臣又は総合通信局長

六 法第二十六条又は第二十七条(これらの規定を法第三十四条に

る権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

(届出)

第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一 (同上)

二 法第十三条第一項(法第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項(法第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合
当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長

三 (同上)

四 法第二十三条第一項(法第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長

五 法第二十四条第一項又は第二十五条(これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。)の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定又は契約を廃止した場合 当該協定又は契約を認可した総務大臣又は総合通信局長

六 法第二十六条又は第二十七条(これらの規定を法第三十三条に

において準用する場合を含む。)の規定による命令を実施した場合
当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長

七 (略)

2・3 (略)

(書類の提出)

第四十九条 (略)

2 (略)

において準用する場合を含む。)の規定による命令を実施した場合
当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長

七 (同上)

2・3 (同上)

(書類の提出)

第四十九条 (同上)

2 (同上)

別表（第四条関係）

（略）

付表 各地帯の地域の詳細表

第一地帯	アフガニスタン アメリカ合衆国の海外領土 ウエーキ 北マリアナ諸島 グアム ミッドウエイ諸島 インド インドネシア カンボジア 北朝鮮 シンガポール スリランカ タイ 大韓民国 台湾 中華人民共和国 ネパール パキスタン パラオ バングラデシュ
------	---

別表（第四条関係）

（同上）

付表 各地帯の地域の詳細表

第一地帯	アフガニスタン アメリカ合衆国の海外領土 ウエーキ 北マリアナ諸島 グアム ミッドウエイ諸島 インド インドネシア カンボジア 北朝鮮 シンガポール スリランカ タイ 大韓民国 台湾 中華人民共和国 ネパール パキスタン パラオ バングラデシュ
------	---

	<p>東ティモール</p> <p>フィリピン</p> <p>ブータン</p> <p>ブルネイ</p> <p>ベトナム</p> <p>香港</p> <p>マーシャル</p> <p>マカオ</p> <p>マレーシア</p> <p>ミクロネシア</p> <p>ミャンマー</p> <p>モルディブ</p> <p>モンゴル</p> <p>ラオス</p>
第二地帯	<p>一 オセアニア地域</p> <p>オーストラリア</p> <p>キリバス</p> <p>クック諸島</p> <p>サモア</p> <p>ソロモン</p> <p>ツバル</p> <p>トンガ</p> <p>ナウル</p> <p>ニュー・カレドニア</p>

	<p>東ティモール</p> <p>フィリピン</p> <p>ブータン</p> <p>ブルネイ</p> <p>ベトナム</p> <p>香港</p> <p>マーシャル</p> <p>マカオ</p> <p>マレーシア</p> <p>ミクロネシア</p> <p>ミャンマー</p> <p>モルディブ</p> <p>モンゴル</p> <p>ラオス</p>
第二地帯	<p>一 オセアニア地域</p> <p>オーストラリア</p> <p>キリバス</p> <p>サモア</p> <p>ソロモン</p> <p>ツバル</p> <p>トンガ</p> <p>ナウル</p> <p>ニュー・カレドニア</p>

	<p> ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア ピトケアン フィジー 仏領ポリネシア その他のオセアニアの諸島 二 北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国の海外領土 プエルト・リコ 米領ヴァージン諸島 アンギラ アンティグア・バーブーダ 英領ヴァージン諸島 エルサルバドル オランダ領アンティール 及びアルバ ガドループ カナダ </p>
--	---

	<p> ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア ピトケアン フィジー 仏領ポリネシア その他のオセアニアの諸島 二 北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国の海外領土 プエルト・リコ 米領ヴァージン諸島 アンギラ アンティグア・バーブーダ 英領ヴァージン諸島 エルサルバドル オランダ領アンティール 及びアルバ ガドループ カナダ </p>
--	---

キューバ
グアテマラ
グレナダ
ケイマン諸島
コスタリカ
サンピエール及びミクロ
ン
ジャマイカ
セントクリストファー・
ネーヴィス
セントビンセント
セントルシア
タークス及びカイコス諸
島
ドミニカ
ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ
ニカラグア
ハイチ
パナマ
バハマ
バミューダ諸島
バルバドス
ベリーズ

キューバ
グアテマラ
グレナダ
ケイマン諸島
コスタリカ
サンピエール及びミクロ
ン
ジャマイカ
セントクリストファー・
ネーヴィス
セントビンセント
セントルシア
タークス及びカイコス諸
島
ドミニカ
ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ
ニカラグア
ハイチ
パナマ
バハマ
バミューダ諸島
バルバドス
ベリーズ

ホンジュラス
マルチニーク
メキシコ
モントセラト

三 中近東地域

アラブ首長国連邦
イエメン
イスラエル
イラク
イラン
オマーン
カタール
キプロス
クウェート
サウジアラビア
シリア
トルコ
バーレーン
ヨルダン
レバノン

四 ヨーロッパ

アイスランド
アイルランド
アゼルバイジャン

ホンジュラス
マルチニーク
メキシコ
モントセラト

三 中近東地域

アラブ首長国連邦
イエメン
イスラエル
イラク
イラン
オマーン
カタール
キプロス
クウェート
サウジアラビア
シリア
トルコ
バーレーン
ヨルダン
レバノン

四 ヨーロッパ

アイスランド
アイルランド
アゼルバイジャン

アルバニア
アルメニア
アンドラ
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
英国
エストニア
オーストリア
オランダ
ガーンジー
カザフスタン
ギリシャ
キルギス
クロアチア
コソボ
サンマリノ
ジブラルタル
ジャージー
ジョージア
スイス
スウェーデン
スペイン
スペインの海外領土

アルバニア
アルメニア
アンドラ
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
英国
エストニア
オーストリア
オランダ
ガーンジー
カザフスタン
ギリシャ
キルギス
グルジア
クロアチア
サンマリノ
ジブラルタル
ジャージー
スイス
スウェーデン
スペイン
スペインの海外領土

カナリー諸島
ジヤデユ
セウタ
チャフアリナス諸島
バレアレス諸島
メリリア
スロバキア
スロベニア
セルビア
タジキスタン
チェコ
デンマーク
ドイツ
トルクメニスタン
ノルウェー
バチカン
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベラルーシ
ベルギー
ポーランド
ボスニア・ヘルツェゴビ

カナリー諸島
ジヤデユ
セウタ
チャフアリナス諸島
バレアレス諸島
メリリア
スロバキア
スロベニア
セルビア
タジキスタン
チェコ
デンマーク
ドイツ
トルクメニスタン
ノルウェー
バチカン
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベラルーシ
ベルギー
ポーランド
ボスニア・ヘルツェゴビ

	<p>ナ ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む。） マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マルタ モナコ モルドバ モンテネグロ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク ロシア</p>
第三地帯	<p>－ アフリカ アセンション アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エチオピア エリトリア</p>

	<p>ナ ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む。） マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マルタ モナコ モルドバ モンテネグロ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク ロシア</p>
第三地帯	<p>－ アフリカ アセンション アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エチオピア エリトリア</p>

	ガーナ カーボヴェルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ ロンゴ共和国 ロンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン スワジランド セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア
--	--

	ガーナ カーボヴェルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ ロンゴ共和国 ロンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン スワジランド セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア
--	--

タンザニア
チャド
中央アフリカ
チュニジア
トーゴ
トリスタン・ダ・クーニ
ヤ
ナイジェリア
ナミビア
ニジエール
ブルキナフアン
ブルンジ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル
マラウイ
マリ
南アフリカ共和国
南スーダン
モーリシヤス
モーリタニア
モザンビーク
モロッコ
リビア

タンザニア
チャド
中央アフリカ
チュニジア
トーゴ
トリスタン・ダ・クーニ
ヤ
ナイジェリア
ナミビア
ニジエール
ブルキナフアン
ブルンジ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル
マラウイ
マリ
南アフリカ共和国

モーリシヤス
モーリタニア
モザンビーク
モロッコ
リビア

リベリア
ルワンダ
レソト
レユニオン
二 南アメリカ
アルゼンチン
ウルグアイ
エクアドル
ガイアナ
コロンビア
スリナム
チリ
パラグアイ
フオー克兰ド諸島 (マ
ルヴァイナス諸島)
仏領ギアナ
ブラジル
ベネズエラ
ペルー
ボリビア

リベリア
ルワンダ
レソト
レユニオン
二 南アメリカ
アルゼンチン
ウルグアイ
エクアドル
ガイアナ
コロンビア
スリナム
チリ
パラグアイ
フオー克兰ド諸島 (マ
ルヴァイナス諸島)
仏領ギアナ
ブラジル
ベネズエラ
ペルー
ボリビア

様式第4 (第11条、第40条関係)

様式第4 (第11条、第40条関係)

信書便事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

次のとおり変更したので、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 10 条 (同法第 34 条において準用する同法第 10 条) の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 5 (第 12 条、第 40 条関係)

事業計画変更認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

信書便事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

次のとおり変更したので、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 10 条 (第 33 条において準用する同法第 10 条) の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 5 (第 12 条、第 40 条関係)

事業計画変更認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 12 条第 1 項（同法第 34 条において準用する同法第 12 条第 1 項）の規定により、同法第 7 条第 1 項第 2 号の事業計画を次のとおり変更したいので申請します。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

注 1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、同法第 2 条第 7 項第 2 号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載す

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 12 条第 1 項（第 33 条において準用する同法第 12 条第 1 項）の規定により、同法第 7 条第 1 項第 2 号の事業計画を次のとおり変更したいので申請します。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

注 1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、法第 2 条第 7 項第 2 号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載する

ること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第13条、第39条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第12条第3項（同法第34条において準用する同法第12条第3項）の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

こと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第13条、第39条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第12条第3項（第33条において準用する同法第12条第3項）の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、同法第2条第7項第2号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7（第15条、第40条関係）

事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

譲渡人住所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



（ふりがな）

譲受人住所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略でき

注1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、法第2条第7項第2号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7（第15条、第40条関係）

事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

譲渡人住所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



（ふりがな）

譲受人住所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略でき

る。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 13 条第 1 項（同法第 34 条において準用する同法第 13 条第 1 項）の規定により、次のとおり事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定年月日	
譲渡譲受する事業の許可の番号及び年月日	
譲渡しの理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 8（第 16 条、第 40 条関係）

合併（分割）認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員会の代表者）の氏名（代表者が氏名を自筆で記入したと

る。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 13 条第 1 項（第 33 条において準用する同法第 13 条第 1 項）の規定により、次のとおり事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定年月日	
譲渡譲受する事業の許可の番号及び年月日	
譲渡しの理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 8（第 16 条、第 40 条関係）

合併（分割）認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員会の代表者）の氏名（代表者が氏名を自筆で記入したと

きは、押印を省略できる。)



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 13 条第 2 項（同法第 34 条において準用する同法第 13 条第 2 項）の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

当事者	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 住 所	
	許可の番号及び年月日	
	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 住 所	
	許可の番号及び年月日	
	合併（分割）予定年月日	
合併（分割）を必要とする理由		

- 注 1 許可の番号及び年月日の欄には、当事者が一般信書便事業者又は特定信書便事業者以外の者である場合は記載を要しない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 9（第 17 条、第 40 条関係）

相続認可申請書

きは、押印を省略できる。)



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 13 条第 2 項（第 33 条において準用する同法第 13 条第 2 項）の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

当事者	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 住 所	
	許可の番号及び年月日	
	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 住 所	
	許可の番号及び年月日	
	合併（分割）予定年月日	
合併（分割）を必要とする理由		

- 注 1 許可の番号及び年月日の欄には、当事者が一般信書便事業者又は特定信書便事業者以外の者である場合は記載を要しない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 9（第 17 条、第 40 条関係）

相続認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 14 条第 1 項 (同法第 34 条において準用する同法第 14 条第 1 項) の規定により、次のとおり相続人の事業継続の認可を受けたいので申請します。

被相続人の氏名及び住所	
相続して経営しようとする被相続人の事業の内容	
相続開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13 (第 24 条、第 40 条関係)

信書便約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 14 条第 1 項 (第 33 条において準用する同法第 14 条第 1 項) の規定により、次のとおり相続人の事業継続の認可を受けたいので申請します。

被相続人の氏名及び住所	
相続して経営しようとする被相続人の事業の内容	
相続開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13 (第 24 条、第 40 条関係)

信書便約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 17 条第 1 項 (同法第 33 条第 1 項) の規定により、別紙のとおり信書便約款の設定 (変更) の認可を受けたいので申請します。

実施予定日	
-------	--

注 1 許可の番号及び年月日の欄には、同法第 29 条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 14 (第 31 条、第 40 条関係)

信書便管理規程設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載する

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日 (法第 29 条の許可の申請と同時に
行う場合は記載を要しない。)

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 17 条第 1 項 (第 33 条において準用する同法第 17 条第 1 項) の規定により、別紙のとおり信書便約款の設定 (変更) の認可を受けたいので申請します。

実施予定日	
-------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 14 (第 31 条、第 40 条関係)

信書便管理規程設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載する

こととし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略
できる。) 印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99
号）第 22 条第 1 項（同法第 34 条において準用する同法第 22 条第
1 項）の規定により、別紙のとおり信書便管理規程の設定（変更）
の認可を受けたいので申請します。

注 1 許可の番号及び年月日の欄には、同法第 29 条の許可の申請と
同時に行う場合は記載を要しない。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 15（第 32 条、第 40 条関係）

業務委託認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略でき
る。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する
こととし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略
できる。） 印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99

こととし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略
できる。) 印

許可の番号及び年月日 （法第 29 条の許可の申請と同時
に行う場合は記載を要しない。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99
号）第 22 条第 1 項（第 33 条において準用する同法第 22 条第 1 項
）の規定により、別紙のとおり信書便管理規程の設定（変更）の認
可を受けたいので申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 15（第 32 条、第 40 条関係）

業務委託認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略でき
る。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する
こととし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略
できる。） 印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99

号) 第 23 条第 1 項 (同法第 34 条において準用する同法第 23 条第 1 項) の規定により、次のとおり信書便の業務の一部の委託の認可を受けたいので申請します。

受託者の氏名及び住所	
委託しようとする信書便の業務	
委託しようとする期間	
委託を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 16 (第 33 条、第 40 条関係)

事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 24 条第 1 項 (同法第 34 条において準用する同法第 24 条第

号) 第 23 条第 1 項 (第 33 条において準用する同法第 23 条第 1 項) の規定により、次のとおり信書便の業務の一部の委託の認可を受けたいので申請します。

受託者の氏名及び住所	
委託しようとする信書便の業務	
委託しようとする期間	
委託を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 16 (第 33 条、第 40 条関係)

事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 24 条第 1 項 (第 33 条において準用する同法第 24 条第 1 項

1項)の規定により、次のとおり他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
締結しようとする協定又は契約の概要	
予定する協定又は契約の期間	
協定又は契約の締結を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17 (第34条、第40条関係)

外国信書便事業者との事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する

)の規定により、次のとおり他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
締結しようとする協定又は契約の概要	
予定する協定又は契約の期間	
協定又は契約の締結を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第17 (第34条、第40条関係)

外国信書便事業者との事業協定等締結認可申請書

年 月 日


総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する

こととし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略
できる。) 

許可の番号及び年月日


民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 25 条（同法第 34 条において準用する同法第 25 条）の規定により、次のとおり外国信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所		
外国信書便事業者が信書の送達の事業に相当する事業を営む国		
締結しようとする協定 又は契約の 概要	外国信書便事業者との間の責任関係	
	外国信書便事業者との間で信書便物の授受を行う場所及びその方法	
予定する協定又は契約の期間		
協定又は契約の締結を必要とする理由		
その他参考となる事項		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18（第 35 条関係）

特定信書便事業許可申請書

こととし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略
できる。) 

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 25 条（第 33 条において準用する同法第 25 条）の規定により、次のとおり外国信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所		
外国信書便事業者が信書の送達の事業に相当する事業を営む国		
締結しようとする協定 又は契約の 概要	外国信書便事業者との間の責任関係	
	外国信書便事業者との間で信書便物の授受を行う場所及びその方法	
予定する協定又は契約の期間		
協定又は契約の締結を必要とする理由		
その他参考となる事項		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18（第 35 条関係）

特定信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 29 条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注 法第 2 条第 7 項各号に規定する特定信書便役務の種類の別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、その 全て を記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載す

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 29 条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注 法第 2 条第 7 項各号に規定する特定信書便役務の種類の別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、その すべて を記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載す

ること。

- (4) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

注 「東京都23区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のように記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、その全てを記載すること。

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

注 複数の提供区域又は区間において法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供する場合にあっては、提供区域又は区間ごとに記載すること。

- ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

- (5) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

3 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

法第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の

ること。

- (4) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

注 「東京都23区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のように記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、そのすべてを記載すること。

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

注 複数の提供区域又は区間において法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供する場合にあっては、提供区域又は区間ごとに記載すること。

- ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

- (5) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第19（第38条関係）

特定信書便事業休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止（廃止）したので、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第32条の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
------------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20（第41条関係）

様式第19（第38条関係）

特定信書便事業休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止（廃止）したので、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第32条の規定により、届け出ます。

休止の予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
-----------------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20（第41条関係）

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

1. 経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を○で囲むこと。)	株式会社 合同会社	資本 の額 又は 出資 の総 額	千 円	株	発行 する 株式 の総 数	株
	社 合名会社 個 人 合資会社 その 他		千 円			
		当期 中の 増減 額			発行 済株	株

営業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

1. 経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を○で囲むこと。)	株式会社 合同会社	資本 の額 又は 出資 の総 額	千 円	株	発行 する 株式 の総 数	株
	社 有限会社 個 人 合名会社 その 他 合資会社		千 円			
		当期 中の 増減 額			発行 済株	株

		本	株主 (社 員又 は組 合員 数)	人	式	式の 総数	
--	--	---	----------------------------------	---	---	----------	--

2 役員

	役職名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事) 等			
監査役 (監事) 等			

3 行っている事業

事業 の種 類	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)	事業 の 名称	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)

		本	株主 (社 員又 は組 合員 数)	人	式	式の 総数	
--	--	---	----------------------------------	---	---	----------	--

2 役員

	役職名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事) 等			
監査役 (監事) 等			

3 行っている事業

事業 の名 称	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)	事業 の 名称	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)

			合 計		100%
--	--	--	-----	--	------

注1 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

2 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

3 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。

4 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第21（第41条関係）

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで

			合 計		100%
--	--	--	-----	--	------

注1 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

2 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第21（第41条関係）

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

役 務	引受物数 (通)	営業収入 (千円)
一般信書便役務		
特定信書便役務		
1号役務		
2号役務		
3号役務		
国際信書便の役務		
そ の 他		
合 計		

注1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

役 務	引受物数 (通)	営業収入 (千円)
一般信書便役務		
特定信書便役務		
国際信書便の役務		
そ の 他		
合 計		

注1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に掲げる区分ごとに引受物数及び営業収入（国際信書便の役務の引受物数及び営業収入を除く。）を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数及び営業収入を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

信書便差出箱 設置数	個
---------------	---

（ 年3月31日現在）

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

紛	失（件）	毀	損（件）

4 事業用不動産の一覧

名称	所在地	面積（㎡）	営業所の設置の有無

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に掲げる区分ごとに引受物数を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

信書便差出箱 設置数	個
---------------	---

（ 年3月31日現在）

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

紛	失（件）	き	損（件）

4 事業用不動産の一覧

名称	所在地	面積（㎡）	営業所の設置の有無

（ 年3月31日現在）

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は 都道府県ごとに整理して記載す

--	--	--	--

(年 3 月 31 日現在)

注 1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22（第 43 条関係）

(表)

第	民	第
三	間	
十	事	
信	七	業
		号

ること。

2 営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22（第 43 条関係）

(表)

第	民	第
三	間	
十	事	
信	六	業
		号
氏	書	条
	者	有
		発

氏 名	所 属	省 印	畫 便	條 第	者 に	有 効 期 間	年 月 日	發 行 年 月 日
			檢 査 職 員 の 証	三 項 の 規 定 に よ る	よ る 信 書 の 送 達 に 関 す る 法 律			

(裏)

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋

名 属	省 印	便 檢 査 職 員 の 証	第 三 項 の 規 定 に よ る	に よ る 信 書 の 送 達 に 関 す る 法 律	効 期 間	年 月 日	行 年 月 日
		總 務					

(裏)

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋
第 36 条

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度

第37条

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（中期計画の記載事項）</p> <p>第三条 機構に係る法第十四条第四項において読み替えて適用する通則法 <u>第三十条第二項第七号</u> の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（中期計画の記載事項）</p> <p>第三条 機構に係る法第十四条第四項において読み替えて適用する通則法 <u>第三十条第二項第六号</u> の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（<u>通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類</u>）</p> <p>第十九条の二 機構に係る<u>通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金計算書及び附属明細書とする。</u></p>